

Title	第二次大戦期のソ連の対日政策一九四一--一九四四
Sub Title	Soviet policy toward Japan, 1941-1944
Author	横手, 慎二(Yokote, Shinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.1 (1998. 1) ,p.201- 227
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小田英郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980128-0201

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第二次大戦期のソ連の対日政策 一九四一—一九四四

横 手 慎 二

初めに

第一節 ロゾフスキーの対日構想

第二節 戦況と政策の変化

第三節 様々な提言

初めに

本稿は、第二次大戦期のソ連の対日政策を、近年利用可能となったロシアの外交文書館史料に基づいて説明することを課題とする。そこでの問題意識は二様である。第一は、この時期のソ連の政策はその後の日ソ・日露関係に決定的な意味を持っていた、また現にもっているが故に、可能な限り正確で詳細な解明を行うことが学問的のみならず社会的に求められているという点にある。こうした観点からすれば、現在までのところスラヴィンスキーをはじめとするロシアの研究者が多大な貢献を為していると言える⁽¹⁾。しかしこの時期の歴史過程にはまだ解

明を要する論点が多い。

第二の問題意識は以上とは些か異なり、より個人的関心に関わるものである。私はこれまでソ連外交官とはどのような人々で、具体的にどのような活動をしていたのかという問題に強い関心を抱いてきた。本稿でも、戦期の対日政策に焦点をあててこの問題を考察したいと考えている。私見によれば、後者の問題は近年の新しい史料状況に基づく冷戦研究でも多大な関心を集めている。たとえば、ノルウエーの研究者ホルツマークは、戦中から戦後にかけてのソ連の対ノルウエー及びデンマーク政策において、外務人民委員部（一九四六年三月から外務省）は「中堅の職員に、外交政策のイニシヤティヴを求めた提案を行い、追求することをかなり許していた。彼らの中には、明らかに自分のお気に入りの企画に執着して、政治指導部の側から関心の欠如、あるいはさらには不賛成を示されてもなおその遂行を主張し続ける者がいた」と論じている²⁾。アメリカの研究者マストニーも最近刊行した著作において、「ソ連帝国の拡張につれて、ただまさしくその桁外れな規模と複雑さの故に、運営していくことがより困難になった。……こうした状況は時として、その側近の者よりもむしろ中間レベルの部下に、彼「スターリン」の意思に反してではないにしろ、システムの性格から予想されるよりは大きな政策への影響力を与えることを許した」と書いている³⁾。

かつて戦間期のソ連の外交を扱った著作で、上層外務官僚たちが指導部と異なる方針を追求していたとする解釈を示したイギリスの研究者ハスラム⁴⁾も、近年ではロシア側アルヒーフ史料に基づき、ホルツマーク等と同じ主張をしている。彼は一九四四年から翌年にかけてのソ連の対日政策を検討して、スターリンが気に入れば、若いマリク駐日大使が外交政策のイニシヤティヴをとることがあった、またマリクと彼の上司であるロゾフスキー次官及びモロトフ外相の間には明白な意見の相違が生じていたとして、次のように続けている。「スターリンは時として、特にマリクのような若い部下を励まし、擁護した。マリクは知られる限り「四四年から朝鮮戦争時まで

……筆者註」少なくとも三度、彼の上司たちに強い異論を唱えた。」

ここで問題なのは、ハスラム自身がこうした解釈の持つ議論を深めようとせず、次のように問題を引き取っていることである。以上のごとき知見から、「スターリン指導下における対外政策の決定で派閥主義があったとか、あるいは外務省にブルジョアリズムの文化があったとか」、「さらには「政治局の中でスターリンがタカ派に取り囲まれていた」とかという主張を行うことは適切でない。「反対に、こうした権力の小サークルの外部では、誰一人として、起っていることについて理解を深めるかもしれないことに近寄ることが許されなかった。いわんや決定において役割をはたすことなど許されなかった。スターリンが他の者に対外政策のアイデアを出すこと、そして戦術的な決定をなすことを許したのは、常識から見てもそうすることに利点があったからで、他の者が彼にこの解決法を強要したからではなかった。」⁽⁵⁾」

ハスラムが身につけた経験主義的な歴史へのアプローチは、常に多彩な事実の収集を促す点に利点を持つが、扱う史料が限られると提起されている問題の輪郭を曖昧にし、印象論的解釈に流れる欠点を持っている。たとえば、ハスラムの言う「権力の小さなサークル」とはいったい何を意味するのか、またスターリンの「常識」とはどのようなものか、まったく不明である。先に挙げたスラヴィンスキーなどロシアの研究では、こうした問題に対する注意がほとんど払われていないことも付言しておこう。

本稿は以上のように異なる二様の問題意識の下に、可能な限り新史料を利用して戦時中のソ連の対日政策を解明することを課題としている。

(1) В. Н. Славинский, Пакт о нейтралитете между СССР и Японией, М., 1995. 邦訳『考証日ソ中立条約』(岩波書店、一九九六年)。

(2) Sven G. Holtsmark, "The Limits to Soviet Influence: Soviet Diplomats and the Pursuit of Strategic Inter-

- ests in Norway and Denmark, 1944-7", F. Gori and S. Pons ed., *The Soviet Union and Europe in the Cold War, 1943-53*, (London, 1996), p. 106.
- (c) Vojtech Mastny, *The Cold War and Soviet Insecurity*, (New York, 1996), p. 192.
- (4) 拙稿「スターリンの外交カリトヴィノフの外交か」『ロシア史研究』第四〇号（一九八四年十二月）参照。
- (5) Jonathan Haslam, "Russian Archival Revolution and Our Understanding of the Cold War", *Diplomatic History*, Vol. 21, No. 2 (Spring 1997), pp. 21-23.

第一節 ロゾフスキーの対日構想

戦前から戦後にかけて外務人民委員代理として活躍したセミヨン・ロゾフスキーは、四〇年代のユダヤ人反ファシズム委員会事件に巻き込まれ処刑されたことを除けば、その経歴がまだ十分に解明されていない人物である。一般に知られているのは、彼が一八七八年にユダヤ教ラビの家に生まれ、一九〇一年から革命運動に参加した典型的な古参ポリシェヴィキであったこと、一九一七年の革命迄スイスとフランスで過ごしたことから、外国語を自由に操ることができたこと、一九二一年から三七年までプロフィンテルンの議長を務め、その立場から、世界の労働組合運動を通じて日本を含む諸国の革命運動を指導する立場にあったこと、そして、大粛清によって外務人民委員部の人員不足が生じた一九三九年に、いきなり外務人民委員代理に就任して活動したことである。⁽⁶⁾

このような経歴をもつロゾフスキーは、第二次大戦から戦後にかけての日ソ関係においてきわめて重要な役割を果たしていた。一部はスラヴィンスキーによって紹介されているが、それは第二次大戦末期に限られ、不十分である。たとえばロゾフスキーは日米開戦から十日余り経った一九四一年一月十九日、ソ連政府の疎開先のクイブイシェフからモスクワのモロトフ外務人民員に宛てて次のような一文を書き送っていた。

「我々の誰も日本がどのくらい長く中立条約を遵守するのか知らない。すべては日本が香港、フィリッピン、そしてシンガポールを占領するのどの程度かかるかに拠っている。もしもこれらの作戦で日本が多大な損失を受ければ、ソ連に対する攻撃は「一九四二年の」晩夏まで延びるかもしれない。でも、もしも日本がこれらの三つの対象を速やかに打ち負かさなければ、「一九四二年の」早春の攻撃を予想することができ(7)る。」

ここに明らかなように、人民委員代理は日本は中立条約を遵守せず、一年と経たぬ間にソ連を攻撃すると考えていた。ここに示された日本に対する強烈な不信感(8)は、何も彼一人が抱いていたものではなかった。むしろ当時のソ連の指導部が共有していたものと考えられる。他ならぬスターリンがほぼ同じ時期に同様の日本への強烈な不信感を表明していたのである(8)。ロゾフスキーが突出していたのは、日本が攻撃する期日まで予想したことである。それは彼が日本問題の専門家と自負していたからであった。ロゾフスキーは上の文に続いて次のように書いた。「私には、平時においてのみならず、特に戦争前の時期と戦争の時期にも、日本に関わる義務があるように思う。それゆえ、どうか私を我國の党、軍、ソヴィエトの組織が『親愛なる友人』を出迎えるために、極東に派遣していただきたい。……私はクイブイシエフにいるより、極東にいる方が役に立つと思います。かつてのロフインテルンの議長は、極東でバルチザン運動を組織して来るべき「日本の略奪者」と戦うことに自己の使命を見出していたのである(9)。」

ロゾフスキーに注目する理由は以上に限られるわけではない。実は上に引用した一文を草してから一〇日も経たぬ一二月二六日、彼は上の文章よりもはるかに重要な内容の提案をスターリンとモロトフに送っていた。それは、現在の戦争がいつ終結するのか不明であるが、もはや「ドイツ、日本、イタリヤとその同盟国」が敗北することは明らかであるから、ソ連としても戦後世界について構想しておく必要があると書き出していた。興味深い

内容なので、少し立ち入って検討しておこう。⁽¹⁰⁾

ロゾフスキーは、まず第一に、大戦の終結後にはドイツ、日本、イタリア、フランスが大国の地位から陥落し、ソ連、イギリス、アメリカの三国が重要な役割を果たすようになるとし、来るべき講和会議では、イギリスとアメリカのプロックのみならず、資本主義諸国とソ連との対立が起ると予想した。彼の見通しでは、戦後には確かにイギリスとアメリカの間や大国と小国の間、さらに小国間で対立が起る。しかし「それでも、最も本質的な問題をめぐって資本主義諸国の我々に対する統一戦線が起ることを予期しなければならない」というのである。

第二に、そのような戦後の状況を見通して戦争終結を考えると、今から準備しておかねばならない問題とは以下の三点であった。第一は、ドイツとその同盟国が与えた損害の賠償の問題、第二は、国境の問題、第三は、将来におけるドイツとその同盟国を無力化する問題である。このうち最も踏み込んだ議論をしているのは第二の問題である。具体的には彼は次のように書いていた。

「我々にはもはや、日本軍艦が我々をいつでも太平洋及び我が国の港から切り離し、ラペルゾフ海峡〔ラペルゾフ海峡、つまり宗谷海峡のことであろう……筆者註〕、千島の諸海峡、ソングルスキー海峡〔津軽海峡のこと……筆者註〕、対馬海峡を閉ざすことができることに我慢がならない。バルト海と黒海の状態を旧来の状態のままに放置することは決してできない。我国の陸と海の国境の問題は、交通〔原語はコミュニケーション……引用者〕の安全と自由という見地から考察されねばならない。」⁽¹¹⁾

最終的にここでロゾフスキーは、賠償問題などを扱う財政経済委員会と、「ソ連国境、ドイツとその同盟国の国境、これらの国の国家体制の問題を考察する政治委員会」を創設するよう提案したのである。

以上のごとく、ロゾフスキーの一文は第二次大戦期のソ連で作成された最初の戦後構想とも呼ぶべき内容を示

していた。ようやく明らかになったこの文書は、どのような文脈で書かれたのか。もとより注目されるのは、これよりちょうど一週間前になされた英ソ交渉で、スターリンがイギリス外相に示した戦後構想とこのロゾフスキーの提案との関係である。端的に言えば、はたしてロゾフスキーは、会談でスターリンがイーデンに語った内容に通じた上で、この提案を草したのであろうか。

周知のごとくスターリンは、ソ連軍がモスクワ近郊でドイツ同盟国の攻撃を撃退し、反撃に入った一二月一日から二〇日まで、イーデンを迎えイギリスとの同盟関係形成に関わる交渉を行った。ソ連側文書史料によれば、ここでスターリンは、付帯する秘密議定書によってギリシアからフィンランドに及ぶソ連の西側国境について英ソ間で事前了解を締結しようとした。彼の提案内容は大概以下のごときものであった。第一にポーランドの西側国境として東プロシアと回廊を含むこと、第二にチェコスロヴァキアについては、ズデーデンも含む旧国境を回復すること、第三にユーゴスラヴィアについては僅かにイタリア領を犠牲にして拡大すること、第四にアルバニアの独立を回復すること、第五にトルコについても「その中立遵守の見返りとして」一部ブルガリアとシリアの領土を得ること、第六にギリシアは旧国境内で復活すること、第七にフランスについてはイギリスの要求を尊重すること、第八にドイツについてはライン地方の分離、オーストリアの独立の他、ババリアについても処置がありうること、第九にソ連については四一年のドイツ攻撃前の国境を回復すること、ポーランドとの国境はカーゾン・ラインとし、チルジツトもソ連領とすること、フィンランドからペツァモを返還させることである。⁽¹²⁾

ここに明らかなように、この時スターリンの構想の出発点に置かれたのは二つの原則であった。すなわちその第一は、一九四一年の独ソ戦開始以前のソ連国境を回復することである。第二は、ドイツ側に加担して戦争を行っている諸国を懲罰することである。後者の原則はソ連に関わる場合には、一九一七年のロシア革命以降一九四一年六月までにソ連と帰属を争った地域を、それらの諸国から取り上げること（ソ連領とすること）を意味した。

これと比較すると、明らかに先に挙げたロゾフスキーの文書は、こうした原則と異なる原則に立っていた。彼は「資本主義諸国は何としてもソ連を一九三九年国境にとどめようとするだろう」と予想はしていたが、それでも「四一年国境の回復」という言葉は使わなかった。まして、革命前のロシア帝国の領土回復という考えは、ロゾフスキーの場合には皆無であった。代わりにロゾフスキーの発想の根元に置かれていたのは「交通の安全と自由」という観点であった。安全保障は重視されても、それと領土の拡大は直接に結び付けられていなかったのである。当時彼がモスクワから離れて移転先のクイブイシェフで仕事をしていたこと、また、ソ連の外交機構の中では情報の配布先が極度に細分化されており、その中でロゾフスキーはヨーロッパではなくアジアを担当していたことを考えると、ロゾフスキーには、なされたばかりの英ソ交渉について情報が与えられなかったと推定してもおかしくはない。上に訳出した抜粋が示すごとく、彼の提案がもつばら自身が担当していた日本に言及している事実は、こうした解釈と符合している。

ロゾフスキーの提案は、この時の英ソ会談の文脈ではなく、この時期の日ソ交渉の文脈に置くと、はるかに明瞭になる。日米開戦時の日ソ関係は、日露双方の研究史でも十分な注意が払われていないので、以下少し詳しく述べておこう。

一二月八日に真珠湾攻撃を行うとすぐに、日本政府は沿岸防衛のための措置を採った。すなわち、津軽海峡方面、宗谷海峡方面、東京湾方面、伊勢湾方面、紀伊水道方面、豊後水道・下関海峡方面、佐世保方面、若狭湾方面、鎮海湾・釜山港方面、澎湖島方面、高雄方面、基隆方面という一二方面を防御海面とし、その海域内においては「航路ノ指定ヲ受ケタル特許船ヲ除キ一般船舶ノ通航ヲ禁止」し、「宗谷海峡ニ限り、日出カラ日没ニ至ル間幅二哩ノ水路ヲ一般船舶ニ開放」する旨の口上書を在京外交団に送った。おそらくこれを受けて、一二月一日、ソ連大使館のジュエコフ参事官は阪本欧亜局長に対し、数隻のソ連船舶がアメリカ及び南洋諸島からウラジ

ヴォストークに向かつており、宗谷海峡と対馬海峡を通過すると通報してきた。⁽¹³⁾しかしにもかかわらず、一三日にソ連船クズネツクストロイ号が千島水道で臨検された。この時期、日本の海上防衛はまだ方針の周知徹底が行き渡っておらず、クズネツクストロイ号を臨検した第二戦隊は上記の口上書の内容とは異なってソ連船に対馬海峡を通航するよう指示した。同号はこのため通航が困難になったことから、ソ連のスマターニン大使は一八日に西外務次官に対して説明を求めた。結局、西次官は二二日になって、千島水道方面は当時帝国海軍によって作戦上閉鎖されていたが、既に通航が許可されているとし、これに反して対馬海峡は当分通航できないと回答した。⁽¹⁴⁾

もとよりこれで議論は終わらなかった。ソ連大使館は、翌年一月六日付、及び九日付の口上書をもって、ソ連船の津軽海峡通過の許可を求めてきた。しかし、日本側がこれを拒否したため、ソ連側はさらに三一日付の口上書を示し、第一に津軽海峡は公海を結ぶ海峡で通行禁止は国際法違反である、第二に宗谷海峡の航行制限は国際法ばかりか、ポーツマス条約にも違反するものである、さらに第三に同海峡は冬季に凍結する上に、対馬海峡の利用は行程が二倍かかるとして、津軽海峡と宗谷海峡の自由通航を要求した。これに対し、日本側は三月一四日になってようやく、一部の便宜策をとるので了解するよう回答した。さらに日本外務省は四月一四日付の覚書をソ連大使館に送り、「日本海方面ト『カムチャットカ』又ハ米州間ヲ航行スル場合ハ当分ノ間、a. 隠岐北端、b. 対馬北端三島水道……」などの限定された水域を航行するよう求めた。

しかしソ連側は四月二三日になって、再度三一日付口上書の要求を繰り返した。その間にも、二月以来、ソ連船の拿捕が続いた。日本側ではソ連船が密かに利敵行為を行っているのではないかという強い疑惑を抱いていたのである。こうして両国間では海峡問題についての了解は生まれず、重要な懸案事項となった。⁽¹⁵⁾

ロゾフスキーの提案の背景には以上のような日ソ間の交渉があった。つまり、彼の提案は外交実務の場から生じた意見を上層部に伝えるために書かれたものと考えられるのである。当然、スターリンやモロトフの指示で意

見具申したものであるはずはなかった。

- (6) 略歴は以下に示した。Ш. Редлих ред. Еврейский антифашистский комитет в СССР, 1941-1948, М. 1996, с. 27.
- (7) АВП РФ. (ロシア外務省アルヒーフ、以下同じ) Ф. 06, оп. 3, п. 28, д. 381, л. 40.
- (8) スターリンは二月二〇日の会談でイーデンに向かつて、日本との戦争がありうることを指摘し、ソ連は現在極東から西へ軍を送っているで日本と戦う用意はないが、四ヶ月以上あれば、戦う用意ができる。もし日本が攻めてくるようなら、むしろソ連にとっては望ましいことだ述べた。О. А. Ржешевский, Визит А. Идена в Москву в декабре 1941 г., Новая и новейшая история, No 3, 1994, с. 119.
- (9) АВП РФ. Ф. 06, оп. 3, п. 28, д. 381, л. 40-41.
- (10) 以下の引用部分は次に拠る。Заняться подготовкой будущего мира, Источник, No 4, 1995, с. 114-115. 以下の史料は Заняться подготовкой へ略記する。
- (11) なぜロゾフスキーが、ラペルーズ (宗谷) 海峡のみならず津軽海峡についてまで日本名を使用しなかったのかは不明である。同時期の外交文書の中では津軽海峡については一般に日本名を利用しているように見える。たとえば以下を見よ。АВП РФ. Ф. 06, оп. 4, п. 298, д. 27, л. 154. (Основные моменты внешней и внутренней политики Японии в свете Японо - Советских отношений, Сметанин к НККИД) には「スメターニンの報告書である」。
- (12) О. А. Ржешевский, указ. статья, Новая и новейшая история, No 2, 1994, с. 91-92. この会談にロシア側で参加したのは、スターリン、モロトフ、マイスキーの三人である。ロシアでは会談のこの部分は長く極秘とされてきた。Советско - английские отношения во время Великой Отечественной Войны, М. 1983, т. 1, с. 183.
- (13) 外務省編纂『外交資料 日「ソ」外交交渉の記録の部』(昭和二十二年二月)、『一二二ページ。この著作は終戦後に備忘録として外務省職員がまとめたものである。同様の小冊子として『戦時日ソ交渉史』があるが、現在では外務省外交史料館では利用できないため、本稿でも参照していない。以下第一の文献は『交渉記録』と略称する。

(14) 同上書、一二二から一二三ページ。防衛庁防衛研究所戦史室著『北東方面海軍戦作戦』（朝雲新聞社、昭和四四年）、八二〜八三ページ。

(15) 以上の外交交渉については『交渉記録』一二三〜一二四ページ。日本の軍部の側の対応姿勢については前掲『北東方面海軍戦作戦』八四〜八五ページ。

第二節 戦況と政策の変化

ロゾフスキーの一二月提案は無視されなかった。四二年一月二八日、政治局は「ヨーロッパ、アジア、その他の地域の諸国の国家組織の戦後構想に関する委員会」を組織することを決めたのである。同委員会は、諸外国の戦後構想や戦後に関する協定、経済や領土問題などについての議論を、国家レベルに関わらず個々のグループによるものまで体系的に収集することを目的とするものであった。委員会の構成はモロトフ議長の下に、外務人民委員代理のヴィシンスキー、デカノゾフ、ロゾフスキー、それに外務人民委員部官房長ですぐに駐英大使館参事官として転出するソボレフ、駐米全権代表（大使のこと）を務めたウマンスキー、駐フランス全権代表スーリツツ、屈指の経済学者ヴァルガ、そして委員会となるサクシンという人物からなっていた。⁽¹⁶⁾ 基本的に、戦後構想に関して資料を収集するために外務人民委員部の下に設置された委員会だったとみてよいであろう。残念ながらこの委員会の活動を示す史料はない。憶測をたくましくすれば、その後の戦況の悪化で、委員会は僅かな活動しかしなかったのかもしれない。

後でその内容を検討する文書によれば、ロゾフスキーは同年三月に戦後の対日要求を今から考察すべきだと説く提言をモロトフにしたようである。⁽¹⁷⁾ しかし、その文書はロシア外務省の文書館で探したが見出せなかった。

いずれにせよ四二年の間、独ソ戦の激しさと対照的に、日ソ関係は穏やかに推移した。四二年四月に駐日ソ連代表部が作成した同年第一四半期の日ソ関係に関するまとめは、日本の対ソ姿勢が「対米戦争開始以来変化しておらず、安定がなく、明瞭ではない」と特徴づけていた。ここで代表部は新聞や各界要人の対ソ関係、対独関係、対中関係などに関する言動を丹念にフォローした後、次のように結論づけていた。

「以上から出る結論は、日本は今のところ以前と同じくソ連との関係を突然には尖鋭にしたくないというものである。同時に日本は、体系的に、隠れた形で対ソ戦の準備を進めており、国内でソ連に対する敵対的な気分や不安感を維持している。日本は以前同様に我々に対して『平和愛好と友好』の姿勢をとっている。これは明らかに対ソ行動の最終的な時期と方法が選択されるまでのもので、意図的になされているのだ。」⁽¹⁸⁾

日本がソ連を警戒していたのと同じく、駐日代表部も日本に対して強い不信感を抱いていた。しかしそれでもこの時点までに両国関係は一触即発の状態ではなくなったことを駐日代表部は認識していたのである。ところで上記の報告は、日本が北樺太(サハリン)における利権の解消について全く忘れたように振る舞っていると指摘するとともに、「日本の」新聞では、ソ日関係の海峽問題に関する如何なる点についてもまったく報道がないという興味深い事実について指摘しておかないわけにはいかない」と述べていた。⁽¹⁹⁾ソ連側にとっては、海峽問題は北樺太(サハリン)の利権解消問題と同じく、重大な案件であったのである。

ともあれ、戦況は日ソ両国に友好関係の維持を求めていた。日本側は、四月にアメリカ軍による最初の空襲を経験し、さらに六月にはミッドウェイ海戦で大敗を喫した。他方ソ連側にしても、モスクワ防衛戦の後に続いた攻撃に失敗し、七月にはスターリングラードの防衛に全力を注がざるを得ない状況に陥った。

事態はスターリングラード戦の帰趨がまだ定まらない四二年の終わりに変化し始めた。一月一五日、ジュー

コフ参事官は上村政務局長を訪ね、宗谷海峡の航行が危険になるので、一月から冬期の間、津軽海峡を利用したいこと、及びこの件に関し一〇月三〇日以来クリコフ武官が海軍省に意向を確かめているのに回答が得られない旨を告げ、日本外務省の助力を求めた。ソ連側のこの問題に対する要求は執拗で、一二月二四日、翌四三年一月六日、さらに一六日にも通過の許可を求めた。一月二〇日になると、マリク全権代表は四二年三月一四日付の口上書では、津軽海峡の通過は許可制となつていたはずであると主張した。⁽²⁰⁾ さらに一月末から二月初頭にかけて、ソ連側はモスクワでも東京でも、機会があるごとにこの要求をくりかえした。⁽²¹⁾

確認はできないが、こうした一連の行動の裏には上層部の指示があつたと考えるのが自然であろう。また、四三年初頭以降、彼我の戦況が決定的に優位になつたという判断があつて、こうした行動に出ていることも疑問の余地がない。実際、この時期以降、ソ連側の行動は日増しに積極的になり、代わつて日本側は受け身になつた。

四三年半ばになされた佐藤尚武とモロトフとの会談は、そのことをよく物語つていた。交渉ではモロトフが日本軍に拿捕されたソ連船の解放、北樺太（サハリン）の石油利権の速やかな解消を求めたのに対して、大使は中立条約を確認する議定書の調印とともにこれらの問題を同時審議することを提案した。いわゆる中立条約の確認と強化の動きが始まつたのである。⁽²²⁾ ロシア側は中立条約を強化する考えを全く持つていなかったため、日本側の提案を相手にしなかつた。⁽²³⁾ 既に東京の全権代表部では、日本国内に独ソ和解を願う噂が出回つていたことをつかみ、日本の対ソ姿勢に変化が生じていると報告していた。⁽²⁴⁾

政治局は、九月四日に重大な決定をした。ドイツ軍の敗勢が確実になり、一〇月にモスクワで戦後構想をめぐつて三国外相会談が開かれることが決まり、もはやのんびりと準備していられなくなつたのである。この日、外務人民委員部に講和条約及び戦後体制の諸問題に関する委員会と休戦問題委員会という二つの委員会が設置された。前者の議長には、駐米全権代表から退いて帰任したリトヴィノフが選ばれた。後者の議長はヴォロシーロフ

であったが、やはり駐英全權代表から退いて帰任したマイスキーク(25)が含まれていた。スターリンはアメリカ、イギリスと意見の擦りあわせが必要だと考えたのであろう。

リトヴィノフは九日に、彼の委員会が今後検討すべき課題の一覧をスターリンとモロトフに送付したが、そこには次のような一節が含まれていた。

「八月九日付の私のメモで既に指摘したように、一自分が議長となる」委員会はわれわれが参加していない対日戦争から生ずる極東問題を、当面の間、その視野の外に置く。これらの問題は当然扱わねばならないが、それはずっと後のことである」(26)。

ここからすると、八月の間もリトヴィノフはスターリン、モロトフと戦後構想をめぐって個人的に多少の議論を積み重ねていたようである。しかし上記の引用部分が示すごとく、これまでのロゾフスキークの提案にも関わらず、九月初頭の時点でリトヴィノフはまだ日本については議論をする段階ではないとみなしていた。イタリアの敗北が決まり、ドイツの後退が始まりつつある時、講和後のヨーロッパとその植民地をどうするかという問題はきわめて時間のかかる作業となっていたので、まだどうなるものでもない日本敗北後の極東を考える作業が後回しにされたのは当然であった。ここでは、そもそもソ連が対日戦に参加するか否かがまだ決定を見ていなかったのである。しかも、四一年段階でスターリンたちが示した四一年国境の回復、ドイツの同盟国の処罰という方針は、ここでは何の意味も持たなかった。ドイツと同盟関係を結びながら中立条約によって平和を保っており、しかもその武力によってソ連と太平洋を結ぶ海峡を支配する日本に対しては、政策の出発点をなす基本的枠組みから構築しなければならなかった。

リトヴィノフ委員会のこうした姿勢は、その後の外交交渉におけるソ連側の対日政策の表明と完全に符合して

いた。周知の如くスターリンは、まずモスクワ会談の際に密かにハル国務長官に対して、またその一ヶ月後のテヘラン会談では、ローズベルトとチャーチルに対して、ドイツの敗北後に対日参戦を行う意図があることを打ち明けた。しかし注目すべきことに、ここではあくまで相手方に問われる形で参戦の用意があることを表明したのであって、ソ連の側から積極的に申し出たわけではなかった。当然、スターリンは具体的な要求や目標を何一つ示さなかったのである。一月三〇日にテヘランでなされた次のような議論は、そのことをよく示している。

まずチャーチルがスターリンに、カイロ宣言にある極東条項をどう評価するかと尋ねると、スターリンは朝鮮の独立や満州等の中国への返還を支持するといった一般的返答しか与えなかった。議論が再び極東問題に移ると、再度チャーチルは、ソ連政府の極東と不凍港に対する見解を聞きたいと尋ねた。そこで初めてスターリンは、「もちろんソ連は自己の見解を持っているが、ロシアが極東の戦争で積極的な行為を行う時まで待った方が良いでしょう」とし、さらに、「ウラジヴォストークは部分的に氷が張らないだけで、しかも日本が海峡をカバリーしているので、極東には封鎖されない港はない」と付け加えたのである。²⁷ リトヴィノフ委員会の活動方向から見ても、この議論はスターリンが故意に意図を隠したのではなく、そもそもこの時点ではソ連側に対日参戦の具体的構想が煮詰まっていなかったからだと推定されるのである。仮に日露戦争にさかのぼって、そこでの領土変更を無効と言ったとしても、重要な海峡を抱える千島列島をソ連領にすることはできないことや、対日政策が対米政策のみならず、対中政策と深く結びついており、ただ処罰すればすむものでもないことを、ソ連首脳部は十分に認識していたのである。

以上のように、四三年の間にソ連の対日参戦がほぼ決まり、対日戦争の準備が始まったにもかかわらず、ソ連側の対日政策はまだ流動的であった。

- (16) Заняться подготовкой, с. 116-118.
- (17) АБЛ РФ. ф. 06, оп. 6, л. 58, л. 803а, л. 261.
- (18) АБЛ РФ. ф. 06, оп. 3, л. 27, л. 299, лл. 1-13.
- (19) АБЛ РФ. ф. 06, оп. 3, л. 27, л. 299, л. 5, л. 8.
- (20) 『交渉記録』一二五ページ。
- (21) 油橋重遠『戦時日ソ交渉小史』(霞ヶ関出版、一九七四年)六二〜六三ページ。
- (22) 工藤美知尋『日ソ中立条約の研究』(南窓社、一九八五年)一六七〜一六九ページ。
- (23) АБЛ РФ. ф. 06, оп. 5, л. 36, л. 431, лл. 33-34.
- (24) АБЛ РФ. ф. 06, оп. 5, л. 35, л. 427, лл. 14-17.
- (25) Заняться подготовкой, с. 118-119.
- (26) Там же, с. 120.
- (27) Foreign Relations of the United States, The Conferences at Cairo and Tehran, 1943, (Washington, 1961), pp. 566-567.

第三節 様々な提言

四四年一月二一日、思わぬ方向から対日政策に関する提言が示された。休戦委員会で活動していたマイルスキーがモロトフに向かって、「将来の講和の望ましい基礎について」と題する長文のメモを書き送ったのである。以下がその書き出しである。

「自分はロンドンにあつたとき、多々将来の講和と戦後の組織に関する問題に関わつてきた。時々私はこの点に関する自己の判断を電信で貴下に伝えた。モスクワでの私の仕事は、毎日まったく同じ問題に突き当たっている。付帯する

メモで私はこのテーマに関する自分の意見を一つにまとめようとした。⁽²⁸⁾

ここから明らかなように、これは彼の自発的な意見具申であった。あるいは休戦問題委員会では彼の能力が十分に生かされないので、講和問題委員会に移してくれという暗黙の要求であったのかもしれない。いずれせよ提示の内容はきわめて詳細で、ほぼ全世界を網羅していた。まず彼に言わせれば、戦後秩序の構築にあたってソ連が目指すべき目標は、「少なくとも欧州とアジアで長期にわたりソ連の安全と平和の維持が保障される状態の創出」であった。そこから彼は、「この戦争からソ連は、有利な戦略的国境をもつて出る」ことが必要だと述べ、四一年国境を基に戦略的判断を加味して領土問題に対処するよう提案したのである。当然、日本との国境はこの戦略的判断によって決められることになり、南樺太（サハリン）の返還と、「ソ連を太平洋から切り離している」千島列島の引き渡しが必要だと提言した。⁽²⁹⁾ テヘランでアメリカ側が示唆した係争地について国際的監督（信託統治）というメカニズムを創る案を、マイスキーは植民地経営の新形態以上のもとは考えなかつたようである。四一年のイーデンとソ連指導部との会談に立ち会った彼は、こうした考え方がソ連指導部の中で「常識」となっていることを知っていたであろう。ここで提案された原則は、当然ながら彼の独創では有り得ず、かつてスターリンがイギリス外相に示した国境変更の提案に内包されていた四一年国境の復活と戦時の敵国の懲罰という原則を発展させたものであった。一言で言えばそれは、四一年国境を基にした有利な戦略的国境の創出とまとめられよう。

しかしマイスキーには独自性も存在した。何よりも、彼はこうした領土の拡張にあたって必ずしもソ連の対日参戦を必要としないと判断していたのである。彼によれば、「ソ連は日本との開戦に関心はないが、日本の軍事的壊滅には関心がある」。それ故、「ドイツに対する最終的勝利」の後に、同盟国（特にアメリカ）が正式に

は我々に対日参戦の問題を提起した時には、「わが方の戦術としては、明らかに、巧みな振る舞いによって公然たる対日戦への関与を避けるようにしなければならない。ソ連の観点から言えば、日本壊滅の『榮譽』をイギリス人とアメリカ人に与える方が、はるかに得である。それによってわが方の人的物的損失を節約し、アメリカとイギリスにその人的物的資源を若干浪費させるであろう。……それはまた英米の第二戦線問題での立場に対する復讐にもなるであろう。」結局ソ連は戦後の講和会議で、南樺太（サハリン）と千島を「極東で一発も弾を撃つことなく」獲得できるであろう、というのである。⁽³⁰⁾

この議論はモロトフを納得させなかったかもしれない。しかし、マイスキーが触れている、他のソ連の対日政策を大きく規定する要因に関する見通しはどうであろうか。その第一は、ソ連とイギリス、アメリカとの関係である。彼は次のように書いていた。

「もし、しかしながら近い将来にヨーロッパでプロレタリア革命が起ころなければ、ソ連を一方とし、イギリスとアメリカを他方とする関係は悪くはならないであろう。ソ連は戦後の自国経済の復興の必要からも、また双方の協力が不可欠な、平和の維持という要求からも、アメリカ及びイギリスとの友好関係の維持に関心を持っている。」

以上のように短期的展望をまとめた後に、マイスキーは中長期的には次のように説いた。イギリスは社会経済体制ではアメリカに親近感をもつが、その世界支配をめぐる争いではアメリカに反感をもつという二律背反的な立場にあるので、ソ連としては長い目で見れば、「イギリスとのより緊密な関係という展望をもって、ソ連の利益のために英米の矛盾を利用する」ことが望ましい。

第二に中国との関係である。ここでは次のように書いていた。

ソ連は中国との友好関係の拡大と深化に関心を有している。しかし中国の援助の程度は、戦後に中国の権力をとる勢力の性格によって決めねばならない。「真に民主的で、進歩的民族的で、ソ連に友好的な分子」が強まるのであれば、ソ連は援助を強化するが、その反対の場合には逆にならう。「我々が中国を強化することに（少なくとも一定期間）まったく利益をもたない状態が考えられる。というのは、一定の状況の下では中国はソ連に重大な脅威となるからである」⁽³¹⁾。

マイスキーはこれ以上述べていないが、上記の二つの展望は明らかに対日政策に関わっていた。仮に戦後世界においてソ連がイギリスと結んでアメリカに対抗しなければならぬ場合で、さらに、中国に親ソ政権が成立しなかった場合、極東全体の政治を考えると、この時点でアメリカ及び中国と戦争をしていて、ソ連とは戦争をしていない日本のもつ意味は一義的ではありえないからである。おそらく、こうしたマイスキーの議論の方向はスターリンとモロトフには十分理解されたであろう。

しかし残念ながらこのメモに対するスターリンとモロトフの反応を示す文書はまだ入手できない。そこで、次に駐日代表部が四四年三月に四三年の間の日ソ関係を総括するために作成した文書を見てみよう。出先機関の常として、そこでは対日政策をどのようにすべきかという議論は正面からなされてない。しかし確かに次のように仄めかされていた。

「現段階ではソ連は日本と剣をあわせる格別死活の必要はない。極東における自国の立場を顕著に改善することは、目下のところそれなしでも可能である。現在、ソ連の運命と将来は「おそらく誤植で、将来のソ連の運命は……引用者」、西方でのロシアの永遠の敵であるドイツとの戦いで決まる。しかし将来、未来の展望という観点からすれば、我々は極東情勢をたゆむことなく追求しなければならぬ。というのは、現在の日本とアングロ・サクソンの間の太平洋における生きるか死ぬかの戦いの結果に関わらず、ソ連は極東問題においても重みのある言葉を言わねばならぬし、

言うであらうからである。」

「剣をあわせる」とか「重みのある言葉」とかという文学的表現を用いているが、ここに示された姿勢は対日参戦の方向を向いているように見える。そこで注目されるのは、中立条約をどのように評価していたのかという問題である。この文書には「日本人による約束と義務の不履行、ソ連の利益の侵害」と題するパラグラフがある。そこであげられている問題をまとめると次のようになる。(順番は文書にあるままである。)

- 1、ソ連船舶の津軽海峡の通過不許可。
- 2、香港におけるソ連船の修理の拒否。
- 3、香港銀行にあるエクスポルトフレイブ「ソ連の国営穀物輸出会社」の預金の事実上の横領。
- 4、上海等にいる白系ロシア人の鼓舞と保護。
- 5、北海道沖で座礁したソ連船スナブジェネツツ号の横領。
- 6、香港にあるソ連の貨物と映画フィルム of 横領
- 7、太平洋を航行中のソ連船のシステマティックな臨検と拘留。
- 8、「ソ連の」大連領事の北中国旅行の長期不許可。
- 9、拘留されているソ連船ノギン号への函館領事の訪問拒否。
- 10、シュムシ島で遭難したソ連船の援助のためのソ連船舶の日本領海立ち寄りの長期不許可。
- 11、外交文書使の旅行協定の組織的な不履行。
- 12、冬期のソ連船の対馬海峡と日本周辺の通過にあたっての恣意的できわめて複雑な航路の設定。

以上の問題点を列挙した上で、文書は最後に中立条約に触れて、次のように書いた。

「ソ連と日本の中立条約の存在にも関わらず、日本は自国の新聞と宣伝で、以前同様に厳格な中立の立場をまったくとっていない。日本の新聞はその解説では抑制されてきており、若干の場合には『客観的立場』をとっているフリを装っているけれども、常にソ連に敵対的なドイツの宣伝で満たされており、独ソ戦の前線状況に関するニュースは、日本の新聞やラジオでは専らドイツ出所のものに拠っている。」⁽³²⁾

ここから明らかなように、日本による中立条約の違反という主張は、四四年三月の時点では駐日全権代表部によつて大きな意味を与えられていなかった。せいぜいその本質に反する報道がなされていると主張する程度なのである。従つて、一年半後に実際になされたように、中立条約の失効を宣言して、開戦を告げる論理はここにはまだ生まれていなかったと見ることができる。また、海峡通過問題と船舶の取り扱いが予想以上に重視されていることも、見逃すことのできない点である。

駐日代表部を代表するマリク全権代表は、その後六月に本国へ一時帰国した。そこで七月に彼は既に先行する研究者によつて指摘されている如く重大な文書を作成した。「日ソ関係の諸問題に寄せて（現時点及び日本、アメリカ、イギリスの太平洋における戦争の展望に照らして）——一九四四年七月」と題する長文の報告書である。⁽³³⁾ これまでスラヴィンスキーとハスラムがこの文書を利用し、その内容を伝えているので、⁽³⁴⁾ここでは本稿の論点に関わる部分を中心に検討したい。

まず第一の問題は、この文書の成り立ちである。本稿の問題提起で述べたごとく、マリクが上司であるロゾフスキー及びモロトフと異なる、自立的な意見を表明していたとするハスラムは、この文書を重視する。他方でスラヴィンスキーはこれを「モロトフの命令で」書いたものと特徴づけている。⁽³⁵⁾しかしこの点について彼は何の典拠も示していない。もしここでの「モロトフの命令」を、モロトフの意向を汲み入れてマリクがまとめたものと

いう意味に解釈すれば、二人の研究者はこの時期の外務人民委員部の機能についてかなり異なるイメージを描いていることになる。これまで知られている例をあげれば、四七年に駐米大使であったノヴィコフが一時帰国して米ソ関係に関する報告書を書いたとき、彼は大幅にモロトフの意向を汲み入れてまとめたと言われている。⁽³⁶⁾この事実からすれば、確かにマリクの報告にはモロトフのアンダーラインやチェックが付されているけれども、その内容をすべてマリク自身のもつと見なすのは危険である。特にマリクはここで自己の管轄外の中国問題にまで触れているが、これはモロトフの強い指導がなければありえないことであろう。

第二の問題は内容に関わる。先行する二人の研究者はマイスキの文書を知らないもので、あたかもマリクの報告書からのみヤルタ協定の対日政策が出てきたとするが、それは正しくない。既にマイスキが、四一年国境を基にソ連にとつて有利な戦略的国境を創出するという原則を立てて、南樺太（サハリン）と千島列島をソ連領にするという考えを示していたのであるから、マリクの報告はそれと実質的にどのような関係にあるのかという観点から検討されるべきである。（もちろん、マリクにはマイスキのメモが渡されなかった可能性がある。）

つまり、マリクの二七項目の対日要求については、ハスラムやスラヴィンスキーのようにたんに列挙するだけではなく、その中身を検討しなければならないということである。一般的に言えばマリクの二七項目は、日本の非軍事化等の条項を除けば、その植民地における権利と資産の没収、賠償、領土という三要求を盛り込んだものとまとめられるかもしれない。しかし、第三の領土要求はたんなる領土拡大意欲の表明という以上の意味をもっていた。この点は、領土要求の背後にある論理は何かという観点から、項目を見直してみると明らかになる。まず領土要求に該当する部分は次のようになっていた。

第一に、「南サハリン、つまり、我国の太平洋との交通〔原語はコミュニケーション……引用者〕を閉ざす主要な栓のソ連への返還の問題」。(第九番目の項目)

第二に、「ロシアの太平洋への出口を遮っている全千島列島のソ連への引き渡しの問題」。(同第一〇番目の項目)

ここから明らかのように、日本に関わる領土要求はソ連側の歴史的権利という一般的理由によって説明されてはならず、すべて海峡に関わるものとして位置づけられていた。このように上記二項目を見れば、これがさらに二七項目中の第一一番目、第二五番目、二六番目の項目と深く関わっていたことが明らかになる。以下これら項目を訳出すると、次のようになる。

「極東における安全保障を確保し、侵略を繰り返させないよう措置をとるために、対馬の中立化、あるいはそのソ連の海軍基地化の問題。この島の意義は我国と太平洋南部の交通「コミュニケーション」の途上にあることである。」(第一二項目)

「日本の島の間にある海峡の自由通航原則の確立の問題。津軽、下関、豊後と日本内海の海峡の国際海峡宣言。諸海峡の中立化。」(第二五項目)

「海峡を通る船舶の安全確保の措置に関する問題。日本の幾つかの港における自由港及び基地の原則。」(第二六項目)⁽³⁸⁾

以上のように、三月の全権代表部の報告に引き続き、マリクはここで安全保障の観点から、海峡を確保することとにきわめて大きな意義を与えていたのである。言い換えれば、領土に関わる二項目は、たんなる領土拡張意欲の表現ではなく、戦後ソ連の安全保障を確保する具体的措置(ソ連船のための海峡の確保)として提起されていたということである。確かにマリクは、以上の要求には日露間の戦争と関係ないものが含まれていることを十分に認識していた。だからこそ、ここで彼はソ連の歴史的権利の回復という言葉を使わず、この時点での戦略的判断を前面に出していたのである。朝鮮の独立や大連・旅順の問題、戦後中国の問題も、同様の観点から意味付けら

れていたと考えられる。

マリクがここまでソ連の要求を膨らませたのは、彼が「アメリカの対日計画に関する非公式情報」によって、アメリカが日露戦争による喪失利益のソ連による回復と、日本による対ソ攻撃の脅威を除去する必要性について考慮する姿勢を持っていることを知っていたからでもあった。⁽³⁹⁾ おそらくマリクはこの情報をモロトフから受け取ったのであろう。しかしそれでも彼は、以上の要求をすべて獲得することが容易ではなく、ソ連側はその主張を通すためには周到に準備する必要があると考えていた。そのことは報告の次のようなまとめを見れば明らかである。

「日本敗北後の太平洋の状況と勢力配置においては」、ソ連が自国の安全保障を確保し、その極東地域に隣接する領域、つまり「遼東から、朝鮮、北部中国、満州、日本海、サハリン、千島諸島、そして太平洋の北東地域（カムチャトカ、ベーリン海）まで」に関わる利益を守る決定的な力を有するようになるだろう。かつてソ連のこうした権利を無視した「ワシントン会議の時代ははるか以前に過ぎ去ったのである。」現在の課題は、こうした問題をすべて十分に研究し、相手方の要求に対する譲歩の幅を考慮しつつ、「ソ連側の、厳密に考え抜かれた根拠のある行動計画、提案、国際法的根拠や論拠を適時に準備すること」である。「戦後の組織の問題は東洋にも西洋にも関わるであろうから、ヨーロッパ及び世界の他の地域の諸問題と関連するかもしれない。こうした問題の相互関係の原則は、特に、ソ連は日本との中立条約を考慮して太平洋の戦争の参加国にはならず、日本の敗北後に太平洋の諸問題の解決に参加しなければならぬかもしれないという状況を考えて、適切に利用することが十分有り得よう。⁽³⁹⁾」

繰り返すまでもなく、「ソ連側の、厳密に考え抜かれた根拠」以下の一文は、マリクが要求の実現が容易でないことを認識していたことを示している。また、結びの部分は文章も内容も曖昧であるが、その真意は、ソ連

が対日戦に参加しない可能性を考え、その場合には、他の地域における要求と適宜比較考量して、譲歩も有り得るということだと思われる。こうしてマリクの報告は、マイスキーの提言が示した、有利な戦略的国境の創出という論理を踏襲しながら、「四一年国境を基に」という部分を完全に無視した結果、それを相手次第では領土を際限もなく拡大し得る原則に変更させていたのである。このことは戦争末期にこの上もなく明瞭に示されるが、その点は別稿で述べたい。

ともかくソ連国内の議論はこれで終わらなかつた。このマリクの報告に対して、ロゾフスキーが意見書を作成したのである。その内容は以下の三点にまとめられよう。第一に、ロゾフスキーはマリクが日本国内の階級分析を不十分にしか行っていないと批判した⁽¹⁰⁾。どうやらロゾフスキーは、日本の上層部の政治対立の激化、国民の不満の増大、陸海軍の対立などから、日本が革命的状況に陥る可能性があると見ていたようである。

第二に、ロゾフスキーはマリクの二七項目について次のように評した。

「報告の第二の部分は、日本壊滅後に関係して生じる諸問題が示されており、これは真剣な注意に値する。同志マリクは、実際、私がかつて一九四二年三月にその報告で提起したきわめて重要な問題を列挙した。同志マリクは、油断することなく、今から綿密にすべての資料を準備し、好機が訪れたら、太平洋におけるソ連の根本的利益を確保する必要があるとしているが、これは正しい。海（バルトや黒海）においてばかりか、太平洋においても出港と帰港の監督が他の国々の手中にあるような状態に終止符を打たねばならない。」⁽¹¹⁾

この部分の書き方はかなり微妙である。確かに一見すると、ここでロゾフスキーは、マリクが自分の「交通の安全と自由」という考え方を採用したと受けとり、高く評価したかに見える。しかしよく見ると、その二七項目についての評価は、ただ「真剣な注意に値する」と評価しているだけなのである。しかもロゾフスキーは以上に

続き、外務人民委員部と駐日代表部の課題を列挙したくだり、次のように書いているのである。

「日本が最終的破滅をする以前に、現在「ソ連が」行っている中立条約の遵守から日本が受け入れざるを得ない若干の要求（漁業協定の廃棄など）の提示に移行し得る適切な時機を人民委員政府に合図しなければならぬ」⁽⁴²⁾。

この部分は、最後の最後の段階で日本に提示する要求の具体的な例として、ロゾフスキーは漁業協定の廃棄レベルのことを考えていたことを示唆している。上述してきたように、マリクの二七項目はこれとレベルが違う要求だと言えよう。つまり、ロゾフスキーは対日要求について実際にはマリクと異なる考え方をしていたと推測されるのである。前者は、日本に親ソ的な政権が誕生すれば、それで「交通の安全と自由」は確保できると考えていたのではあるまいか。

第三に、ロゾフスキーは意見書の中で、マイスキーと同じく、ソ連は対日戦に参加せず、日和見的な態度をとるべきだと説いていた。彼も「日本を一方とし、アメリカを他方とする戦争は、太平洋においてもソ連の力の拡大をもたらずはずだ」と考えていたのである。⁽⁴³⁾

以上のように、四四年の初頭から夏までソ連の対外政策機構の中では多様な提言がなされていた。注目されるのは、そこでは必ずしもソ連参戦が想定されていなかったということである。他方でこれらの提言ではいずれも、ソ連は参戦しなくても、南樺太（サハリン）の返還と千島列島の引渡を受けることができる、あるいは受けるべきであると考えていたのである。スターリンはこうした提言を受けながら、九月に参謀本部に対して極秘のうちに対日作戦を準備しよう命じた。⁽⁴⁴⁾ 彼は、軍事的貢献無しに極東での勢力拡大はありえないと考えたのである。

(82) Заняться подготовкой, с. 124.

- (29) Там же, с. 124-125.
- (30) Там же, с. 133-134.
- (31) Там же, с. 142-143.
- (32) АВП РФ, ф. 06, оп. 6, п. 58, д. 803а, л. 154, лл. 158-200.
- (33) АВП РФ, ф. 06, оп. 6, п. 58, д. 803а, К вопросу о Япано - Советских отношениях, июль 1994.
- (34) Главинский, Указ. соч., с. 239-244. 訳書「二八一—二八六ページ」Jonathan Haslam, Soviet Entry into the War against Japan 1945, International Conference: "Fifty Years After: The Close of the War and the Asia-Pacific", International House of Japan, August 23-26, 1995, pp. 8-9.
- (35) スラヴィンスキー、訳書「二二六ページ」。この部分はロシア語原著には見られない。おそらく、日本訳は著者の渡した原稿をもとにしてあるからであろう。
- (36) Scott Parrish, "A Diplomat Reports", Cold War International History Project Bulletin, Issue 1, Spring 1992, pp. 21-22. これは有名なソヴィエトの回想の分析である。
- (37) ここではプリクは中国がソ連に友好的な政府を構築する場合と、他国の影響圏に入る場合の二つの可能性を指摘し、後者の可能性を「常に現実的問題である」と評した。АВПРФ ф. 06, оп. 6, п. 58, д. 803а, лл. 235-236.
- (38) АВП РФ, ф. 06, оп. 6, п. 58, д. 803а, л. 234, л. 238.
- (39) АВП РФ, ф. 06, оп. 6, п. 58, д. 803а, л. 234, лл. 238-240.
- (40) АВП РФ, ф. 06, оп. 6, п. 58, д. 803а, лл. 259-261.
- (41) АВП РФ, ф. 06, оп. 6, п. 58, д. 803а, л. 261.
- (42) АВП РФ, ф. 06, оп. 6, п. 58, д. 803а, л. 262.
- (43) Там же.
- (44) С. М. Шрементко, Генеральные штаб в годы войны, М. 1985, т. 1, с. 374.